令和5年3月28日

感染症対策サポート助成事業　よくあるご質問【その他】

	質問	回答
1	高効率な空調設備や換気設備を設置したいのですが、感染症対策サポート助成事業以外にこれらを対象とした補助金はありますか。	感染症対策サポート助成事業では、換気扇や吸排気設備工事、換気機能付エアコンの設置工事及び全熱交換機設置工事などを対象としています。当事業以外では、クール・ネット東京が令和５年度から「ゼロエミッション化に向けた省エネ設備導入・運用改善支援事業」にて、省エネ設備の導入支援を行います。 「ゼロエミッション化に向けた省エネ設備導入・運用改善支援事業」事業の概要については、以下のホームページをご覧ください。 https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/zeroemi-shoene
2	申請書の2「本申請についての連絡先・書類送付先」に記載する者は代表者に限りますか？	代表者でなくても結構です。ただし、申請内容について問い合わせをさせていただく場合があるため、原則、申請者の役員又は従業員に限らせていただいております。
3	申請について、専門家のサポートを受けたいと考えております。申請書に専門家の連絡先を記載することはできますか。	申請書の「２　本申請についての連絡先・書類送付先」欄に、サポートを受ける専門家の情報を記載してください。あわせて、申請者（申請者の役員又は従業員）様の情報についても、同欄に括弧書き等で、記載をお願いしております。記載例は「こちら」をご覧ください。 なお、最初は申請者様にもご連絡し、「専門家を連絡先として今後やり取りをしていく」等のご説明等をいたします。その後、専門家へのご連絡をさせていただきます。 ※トラブル等を防止するため、専門家へ任せる具体的な内容について、よくご調整・ご確認をいただいた上で、サポートを受けてください。 ※ 助成対象となる事業を請け負う者を、連絡担当者とすることはできません。

4	交付申請書を提出した後、どうなりますか？	交付申請書が公社に届きましたら、内容の確認のため審査担当者よりご連絡する場合があります。審査中の連絡は郵送の場合には原則メールで行いますが、メールアドレスがない場合には電話にて行います。Jグランツでの申請の場合 には、原則Jグランツ上で行います。 ※公社から申請者に連絡する場合、電話は申請書「２本申請についての連絡先・書類送付先」の「電話番号」欄に記載された番号宛におかけします。 ※メールも「２本申請についての連絡先・書類送付先」の「E-mail」欄に記載されたアドレス宛に送付します。 ※公社から申請者に送付するすべての文書も「２本申請についての連絡先・書類送付先」の「住所」欄に記載された住所に郵送します。この送付をもって、申請者ご本人に通知したことといたします。 ※公社からの文書は簡易書留等で送付します。郵便受に届くのではなく手渡しとなりますので、書類送付先住所には受取人がいるようにしてください。